

## 2. 児童の放課後対策について

社会教育部

### ◇趣旨

すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国は平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、一体型を中心とした放課後児童クラブ、及び全児童を対象とする放課後子供教室の計画的な整備等を進めることを求めている。

教育委員会としては、国のプランの考え方に加え、本市の児童の放課後のありかたに関する基本的な考え方やこれまでの取り組みの実績等を踏まえ、さらにさまざまな立場からの意見を聴取することによって、子どもにとって望ましい「放課後」を実現していくための「児童の放課後対策に関する基本計画」を策定し、本市の実情に即した児童の総合的な放課後対策の計画的な推進を図る。

### ◇スケジュール

平成28年11月	・児童の放課後の過ごし方に関する調査の実施
平成29年6月	・教育委員会の庁内委員会として「児童の放課後対策検討委員会」を設置
9月	・教育委員会の附属機関として「児童の放課後対策審議会」を設置
	・第1回「児童の放課後対策審議会」の開催（平成29年9月27日）
9月	・「児童の放課後対策審議会」に対し、児童の放課後対策に関する基本計画の策定について、諮問
10月	・留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査の実施
	・第2回「児童の放課後対策審議会」の開催（平成29年10月31日）
12月	・第3回「児童の放課後対策審議会」の開催（平成29年12月22日）
平成30年1月	・留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査結果の報告
1月	・「児童の放課後対策審議会」から中間まとめ （放課後子ども教室モデル事業等）
3月	・第4回「児童の放課後対策審議会」（予定）
3月	・放課後子ども教室モデル事業実施要領等の確定
平成30年6月～	・放課後子ども教室モデル事業の実施
8月	・「児童の放課後対策審議会」から児童の放課後対策に関する基本計画について、最終答申
9月	・教育委員会として「児童の放課後対策に関する基本計画（素案）」の策定 （パブリックコメントの実施、議会への報告等）
～平成31年3月	・「児童の放課後対策に関する基本計画」の策定
平成31年4月～	・基本計画に基づく事業の開始

## ◇課題

- ・ 増え続ける留守家庭児童会室入室児童への対応
  - 共働き家庭やひとり親家庭等、保育を必要とする児童の増加
  - 入室希望数の増加と退室児童数の減少
  - 持続可能な留守家庭児童会室の運営（施設及び人員の確保）
- ・ 次代を担う児童の放課後対策の充実
  - 子どもの成長にとって必要な3間（仲間・時間・空間）の確保
  - 少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化、地域の教育力の低下
  - 子どもの多忙化（子どもにとっての最善とは何か）
  - 都市化による遊び場の減少、安全・安心な居場所へのニーズ
  - 保護者の就労形態等の多様化（雇用不安、長時間労働等）
  - 地域とのつながりの回復
- ・ 学校との連携
  - 教員の多忙化、学校施設の活用に係るリスク分担の明確化

## ◇本市の取り組みの実績を生かした児童の総合的な放課後対策の検討

- ・ 留守家庭児童会室事業（昭和41年度より開設、現在、市立45小学校内に設置）
  - 全児童約21,700人のうち、約4,400人（約20.2%）が入室（平成29年6月1日現在）
  - 平成24年度入室児童数3,017人 → 平成29年度入室児童数4,431人（1,414人増加）
  - 専用施設86か所、余裕教室の活用28か所
- ・ 枚方子どもいきいき広場事業（市立45小学校において補助事業として実施）
  - 地域の実情に応じた多様な取り組みの展開（地域の「人財」）
- ・ 放課後自習教室事業（市立45小学校において放課後子供教室の一環として実施）

## ◇資料

- 参考資料1 児童の放課後のありかたに関する基本的な考え方
- 参考資料2 放課後の子どもたちをめぐる本市の取り組み